

令和7年7月18日

広域一般廃棄物処理施設建設候補地公募要項

三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町
ごみ処理広域化検討協議会

1 はじめに

三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町の3市2町では、現行のごみ処理施設の老朽化という共通の課題を抱え、また、人口減少などによりごみの減量が進むと予想される中で、将来にわたってごみを安定的かつ効率的に処理するため、「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（令和4年3月）を踏まえ、ごみ処理広域化の検討を進めています。

令和7年3月には、各市町の副市長及び副町長を構成員とする「ごみ処理広域化検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を設置し、令和7年度から、広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に向けて、検討を行うこととなりました。

建設候補地の選出に当たっては、土地所有者や地域の理解を得ながら円滑に事業を推進するため、各市町の自治会や町内会等に公募する方法や、各市町がそれぞれの公有地等から抽出する方法によることとしています。各候補地は、学識経験者などによる「広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において評価検討を行い、3市2町は、その結果を考慮して、令和8年度に、ごみ処理広域化に参加するか否かの判断を行うこととしています。

本公募要項は、建設候補地の公募に関し、検討協議会において協議し、必要な事項を統一して定めたものです。

2 整備を想定する広域一般廃棄物処理施設及び規模

3市2町が令和6年度に実施した「広域一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査」では、広域化によりスケールメリットが最も得られる施設として、次の施設を選定しています。

施設の種別	規模
ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	300 t/日程度

※施設の種別（バイオガス化、堆肥化を含む。）及び規模については、今後、広域化に参加する市町において、施設整備基本構想などにより、具体的な検討を行います。

※マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設、ストックヤード）も併設する可能性があります。広域施設（40t/日程度を想定）となるか、

建設地の市や町の単独施設となるか、広域化に参加する市町の既存施設の状況を踏まえて検討します。

3 応募の要領

(1) 応募資格

○土地が所在する地域内の自治組織^{注1}の代表者又は土地所有者

(応募地が複数の自治組織にまたがる場合や、土地の所有者が複数の場合には、連名で応募してください。)

※ 建設候補地の選定にあたっては、自治会・町内会をはじめ地元住民の方々のご理解とご協力が非常に重要であるため、地元自治会や住民の方々の意向確認を実施したかどうか、実施した場合はその方法について、【様式3】「自治組織の意向確認の実施状況調書」に記載してください。意向確認がなくても応募できますが、候補地選定段階において、応募地の市や町が自治組織との意見交換を行い、地元住民の合意形成の状況を評価します。

注1：自治組織とは、自治会や町内会、区など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住民相互の連絡、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行っている団体とします。

(2) 応募要件

公募を実施する市町^{注2}の行政区域内の土地で、次のいずれの要件にも適合していることとします。

○概ね2ha以上の土地を確保できること。

○土地所有者全員の同意が得られていること。

○暴力団員・反社会的団体の関与がないこと。

※建設地については、事業主体となる行政が、原則、売買により取得するものとします。

注2：応募しようとする土地の市町が公募を実施するかどうかは、下記「7 公募に関する問合せ窓口」にお問い合わせください。

(3) 応募時の提出書類等

ア 必要書類

No.	書類名	備考
1	応募申請書	【様式1】
2	土地明細及び所有者の同意状況等一覧表	【様式2】
3	自治組織の意向確認の実施状況調書	【様式3】
4	誓約書	【様式4】
5	位置図（縮尺1:5,000程度で位置が確認できるもの）	任意

イ 提出部数

上記の書類No.1～4 の原本 1 部

※ 応募内容等を確認するため、必要に応じて、応募者へのヒアリングを実施いたします。

(4) 公募期間

令和 7 年 7 月 28 日～令和 7 年 10 月 31 日

(5) 書類の提出先及び提出方法

応募地が所在する市町のごみ処理広域化担当課（下記「7 公募に関する問合せ窓口」）に、直接ご持参ください。

4 建設候補地の選定

- (1) 応募地については、別に定める選定基準に基づき適合性を確認した後、各市町の公有地等から抽出された土地とともに、選定委員会において、安全・安心、環境、立地条件など幅広い観点から評価検討を行い、その結果を検討協議会に報告します。
- (2) 検討協議会は、選定委員会から報告された建設候補地の評価結果を考慮し、協議した結果に応募者全員に書面により通知するとともに、速やかに公表します。
- (3) 3 市 2 町は、検討協議会の協議結果を踏まえ、広域化に参加するか否かの判断を行います。
- (4) 広域化に参加する市町において、ごみ処理広域化に関する基本合意書を締結し、建設候補地を決定します。（令和 8 年度を予定）

5 候補地選定後の提出書類

上記 4（4）により、応募地が建設候補地として決定した場合には、土地の応募者には次の書類をご提出いただきます。

(1) 提出書類

- ・ 土地所有権移転に関する同意書 【様式 6】
- ・ 土地所有権以外の権利消滅に関する同意書 【様式 7】
- ・ その他、広域化参加市町が必要と認めた書類

(2) 提出部数

上記の書類の原本 1 部

6 施設建設地域への地域支援策

地域の環境整備や活性化事業などの支援策については、建設候補地決定後に、周辺住民の皆様と協議してまいります。

7 公募に関する問合せ窓口

※午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日曜日、祝日を除く）

- ・ 三島市 環境市民部廃棄物対策課
住所 三島市字賀茂之洞 4703-94 三島市清掃センター
電話 055-971-8993
- ・ 裾野市 環境市民部生活環境課
住所 裾野市佐野 1059
電話 055-995-1816
- ・ 熱海市 市民生活部環境課
住所 熱海市熱海字笹尻 1804-8 エコ・プラント姫の沢
電話 0557-82-1153（午前 8 時 10 分から午後 4 時 55 分まで）
- ・ 長泉町 くらし環境課
住所 駿東郡長泉町中土狩 828
電話 055-989-5514
- ・ 函南町 厚生部環境衛生課
住所 田方郡函南町平井 717-13
電話 055-979-8112

8 その他

- （１）応募地が建設候補地に決定した場合であっても、応募地全ての土地の購入を確約するものではなく、その後の詳細な調査や設計の結果を基に、施設の整備に必要な面積を取得するものとします。また、土地の売買価格については、不動産鑑定評価額等をもとに、適正に算出するものとします。
- （２）応募地の情報（土地所有者の氏名等個人情報を除く。）は、選定委員会の資料等として、公表対象となります。
- （３）提出された応募書類に虚偽の記載があることが判明したときは、当該応募については無効とします。
- （４）応募を取り下げるときは、【様式 5】「応募取下げ書」に必要事項を記入の上、提出してください。
- （５）応募書類は、広域一般廃棄物処理施設の建設候補地選定の目的以外に使用しません。また、提出された応募書類については、原則、返却しないものとします。
- （６）応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 選定手順

